

第 5 4 号議案

加東市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例制定の件

加東市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

加東市公共施設整備基金条例（平成 1 8 年加東市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (2) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
加東市公共施設整備基金条例 (設置)	加東市公共施設 <u>等</u> 整備基金条例 (設置)

第1条 公共施設の整備の資金に充てるため、加東市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。 〔新設〕 第2条～第7条 〔略〕	第1条 公共施設<u>等</u>の整備の資金に充てるため、加東市公共施設<u>等</u>整備基金（以下「基金」という。）を設置する。 <u>（定義）</u> 第2条 <u>この条例において「公共施設等」とは、行政財産（不動産及びその従物に限る。）及び市民の利用に供する物品をいう。</u> 第3条～第8条 〔略〕
--	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 5 4 号議案 要旨

加東市公共施設整備基金条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市公共施設整備基金を設置する目的及び処分することができる範囲を明確にするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 題名を改めること。（題名関係）
- (2) 定義を定めること。（改正後の第 2 条関係）
- (3) その他所要の文言整理等を行うこと。（第 1 条及び改正前の第 2 条～第 7 条関係）

3 施行期日 公布の日